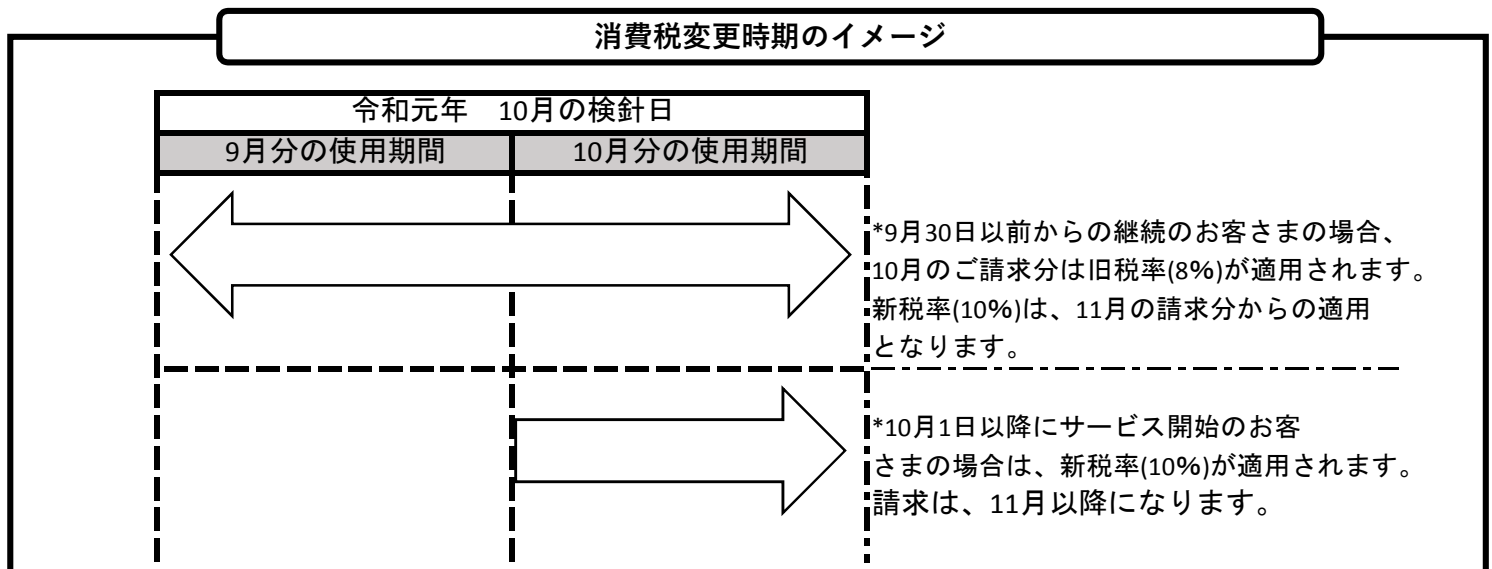


# 消費税率引き上げにともなう電気料金のご請求金額変更について

💡 令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられます。  
電気料金のご請求金額につきましても、原則として令和元年11月分から新税率が適用されます。  
なお、消費税等相当額以外の料金の変更はありません。

💡 令和元年9月30日以前から継続してご契約の場合、消費税法上の経過措置により、原則として令和元年11月分の電気料金から変更させていただきます。(イメージ図参照)  
※ご使用期間の開始日が毎月1日のお客さま、令和元年10月1日以降新たに電気のご契約をされたお客さまは、令和元年10月分からの変更となります。

※消費税法上の経過措置とは、電気、ガス、水道、電話、灯油に係わる料金等は、顧客毎に定められた使用期間が令和元年（2019年）10月1日をまたぐものも出てくることから、またいでいる使用期間を経過措置と称し、旧税率（8%）の税率を適用することです。よって、10月分の請求金額は、税率8%を適用して、お客さまにご請求させていただきます。



## 💡 消費税10%の場合の請求金額計算

「(現在の税込の電気料金)÷108×110」の計算式で算出することが可能です。

※例えば、現在の消費税8%税込みの電気料金が10,800円の場合、消費税10%に変更後には約11,000円になります。

備考：消費税を含む電力料金単価、基本料金は少数点以下2位で切り捨て。

※燃料費調整額・再生可能エネルギー発電促進賦課金・太陽光発電促進付加金も、新税率適用の対象になります。燃料費調整額は、各地域の旧一般電力会社から、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、資源エネルギー庁より、新税率適用価格が提示された後、請求額に反映いたします。